

公益社団法人三田市シルバー人材センター

会員就業開拓活動事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公益社団法人三田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の事業運営への参画と社会参加等の活動を促進するとともに、会員自身が就業機会の拡大、就業開拓を推進することにより、会員の意識改革と組織の活性化を図ることを目的に定める。

(事業概要)

第2条 企業や一般家庭で会員がセンターの仕事紹介を行い、当該就業の契約が成立した場合、紹介した会員に薄謝を支払う。

(対象)

第3条 紹介者はセンターの会員に限るものとし、会員家庭の発注もこの事業に該当することとする。

(発注者)

第4条 発注者は市内、又は隣接する市でセンター事務所から概ね10kmの範囲の一般家庭、企業等とする。

- 2 発注者は同じ仕事内容で過去2年間以上依頼がなかったものを対象とする。
- 3 同じ年度に同じ発注者が違う仕事を発注したときも対象とする。

(薄謝)

第5条 成約金額に5%を乗じた額を、薄謝として紹介会員に支払う。

- 2 1ヶ月以上連続して、同一の作業を行う継続作業を新規受注した場合は、半年間の月毎に、成約金額を当該就業実人員数で除した額に、5%を乗じた額を薄謝として紹介会員に支払う。
- 3 前項各号において、100円未満の端数は切り上げて計算を行う。但し、上限を1万円とする。

(補則)

この要領に定めのない事項については理事会に諮り決定する。

附則

平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。